協会けんぽ宮城支部発行

11月号
2026

月刊 協会けんぽ みやぎ



協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ
職場内で、掲示・回覧などお願いいたします。

1 「被扶養者状況リスト」をご提出ください

〈提出期限〉
令和8年12月11日(金)

協会けんぽでは保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認するため、被扶養者資格の再確認を実施しています。

10月下旬より順次、対象となる事業主様に**「被扶養者状況リスト」**を送付しています。
必要事項をご記入のうえ、期限までにご提出ください。
※確認対象者がいない事業所には、リストは送付していません。



【 リストが届いたら… 】

リストに記載された被扶養者の方が**資格・同居・収入**の要件を満たしているかを確認

扶養の要件を満たしていない場合

「解除となる」欄と**事業主欄**を記入

「被扶養者異動届」を提出

電子申請で「被扶養者異動届」を**日本年金機構**に提出
または
同封の「被扶養者異動届」を**協会けんぽ**に提出

扶養の要件を満たしている場合

「変更なし」にチェック☑、事業主欄を記入

記入したリストを
協会けんぽへ提出



詳しくはこちら▶

2 特設サイトを開設しました!

協会けんぽは、皆様の「もしも」と「いつも」に安心をお届けするために、日々「しんぽ」しています。
そんな協会けんぽの取り組みや想いを皆様に知っていただくため、このたび特設サイトを開設しました。



協会けんぽをより身近に感じていただける内容となっておりますので、ぜひご覧ください!

特設サイトはこちら▶

3 重要 「医療費のお知らせ」一斉送付は終了しています

協会けんぽによる事業所宛の「医療費のお知らせ」一斉送付は、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、**令和7年度（令和8年1月送付分）で終了しました。**今後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから「マイナポータル」をご利用いただき、医療費情報をご確認いただきますようお願いします。

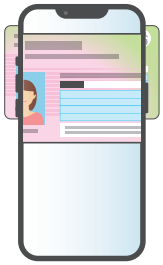
実は簡単！ スマホでサクッと医療費情報を確認！



STEP1

スマートフォンアプリ「マイナポータル」を起動しログインします。

※ログインをするには暗証番号を入力後スマートフォンでマイナンバーカードの読み取りを行います。



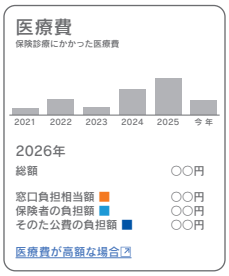
STEP2

医療費を選択します。



STEP3

保険診療にかかった費用を年ごとで確認することが可能です。



※受診した月の翌々月の11日以降に閲覧できます。
※令和8年1月から令和8年12月までの1年間分の情報は、原則令和9年2月9日以降に閲覧できます。

確定申告（医療費控除）をされる皆さまへ

マイナポータルを利用して医療費控除申告ができます

所得税確定申告手続きにおいて、マイナポータル経由で医療費等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力することが可能です。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。





医療費の領収書等の
収集や集計が不要



確定申告書の該当項目へ
自動入力



書類の
管理・保管が不要

国税庁HP

紙の「医療費のお知らせ」を希望される皆さまへ

医療費のお知らせ依頼書の提出が必要となります。依頼書はホームページから印刷していただくか、お電話でお取り寄せください。依頼書は郵送でのご提出となります。

なお、申請書受付月によって発行可能な診療期間が異なりますのでご注意ください。



申請書受付月	発行可能な診療期間
令和8年12月	令和3年10月～令和8年9月
令和9年1月	令和3年11月～令和8年10月
令和9年2月	令和3年12月～令和8年11月
令和9年3月	令和4年1月～令和8年12月

印刷はこちら

※依頼書が協会けんぽに到着してから医療費のお知らせがお手元に届くまで**2週間前後**お時間をいただきます。ご了承ください。

協会けんぽ
全国健康保険協会
宮城支部
〒980-8561
仙台市青葉区中央4-4-19
アーバンネット仙台中央ビル14階
電話番号 022-714-6850

各種申請は簡単・便利な「電子申請」をご利用ください！

メルマガ登録

LINE友だち追加